

## 東北域内周遊促進補助金交付要綱

(令和2年8月4日文化観光局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏等との行き来や長距離の移動を伴う旅行が懸念される中、東北域内の周遊という新たな観光需要の掘り起こしにつなげるため、東北域内に特化した旅行商品の造成及び販売を行う際に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた事業者
- 二 旅行商品 旅行者が企画販売する、募集型企画旅行（日帰り又は宿泊を伴うもの）
- 三 Go To トラベル事業 新型コロナウイルス感染症拡大により失われた観光客の流れを取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的に、観光庁が実施するサービス産業消費喚起事業
- 四 観光素材 有料の観光施設、飲食店、地場産品、体験等
- 五 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者
- 六 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業

### (補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす旅行者とする。

- 一 仙台市内に営業所を有すること
  - 二 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行っていること
  - 三 本市の市税を滞納していないこと
  - 四 暴力団等との関係を有していないこと
- 2 前項第3号の規定は、市税の徴収の猶予が認められている場合、市税を滞納していないこととして取扱うものとする。

(市税の取扱い)

第4条 前条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助金の交付対象事業)

第5条 この補助金の交付を受けることができる事業は、期間内に行う旅行商品の造成及び販売とし、対象となる旅行商品は次のとおりとする。

- 一 仙台発着・東北域内（宮城県を除く）行き、又は東北域内（宮城県を除く）発着・仙台行きであるもの
- 二 Go To トラベル事業の対象であるもの
- 三 仙台市内事業者を活用するもの
- 四 宿泊旅行の場合、宿泊と運送サービスのほか、観光素材を行程に組み込むもの
- 五 交付決定日から令和3年1月31日までに販売されるもの

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、前条の規定による旅行商品を造成及び販売する際に生じるものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第5条に規定する旅行商品1件あたり50千円とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、東北域内周遊促進補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出して行うものとする。

- 一 東北域内周遊促進補助金旅行商品企画表
- 二 補助対象経費積算書
- 三 市税の滞納がないことの証明書又は申請者が市税の徴収の猶予を認められている場合は、市税の徴収を猶予している旨を記載した納税証明書（両証明書ともに申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- 四 その他市長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その申請内容を審査するため、審査委員会を設置する。

2 前項の審査委員会は、市長が適当と認める者により構成する。

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による審査結果を踏まえ、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、東北域内周遊促進補助金交付決定書(様式第2号)により行うものとする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 補助対象事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないもの

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の申請は、東北域内周遊促進補助金事業変更承認申請書(様式第3号)により行うものとする。

3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、東北域内周遊促進補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により行うものとする。

4 第2項及び第3項の申請に対する承認は、東北域内周遊促進補助金事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

5 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日以内に東北域内周遊促進補助金交付申請取下書(様式第6号)により行うものとする。

(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 前2項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した東北域内周遊促進補助金事業実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、事業完了の日から14日以内に行わなければならない。

- 一 東北域内周遊促進補助金旅行商品販売実績表
- 二 補助対象経費精算書
- 三 旅行商品販売証拠書類
- 四 その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、東北域内周遊促進補助金確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、第15条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、第15条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、東北域内周遊促進補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

- 第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

- 第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

- 第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化観光局東北連携推進室長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号

東北域内周遊促進補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第 3 条及び東北域内周遊促進補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1 補助事業の名称          |  |
| 2 補助対象経費           | 金 円 (税込)   |
| 3 補助金交付申請額         | 金 円  |
| 4 申請商品件数           | 件  |
| 5 補助事業完了日          | 令和 年 月 日 (予定)  |
| 6 添付書類             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東北域内周遊促進補助金旅行商品企画表 (様式第 1 号の別紙 1～4)</li> <li>2 補助対象経費積算書</li> <li>3 市税の滞納がないことの証明書又は申請者が市税の徴収の猶予を認められている場合は、市税の徴収を猶予している旨を記載した納税証明書 (申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。)</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol> |
| 7 Go To トラベル事業登録状況 | <input type="checkbox"/> 給付枠割当決定済み<br><input type="checkbox"/> 給付枠割当申請手続き済み (決定待ち)<br><input type="checkbox"/> その他 (状況を記載)<br><div style="text-align: center;">( )</div>   |









様式第 2 号

東北域内周遊促進補助金交付決定書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則第 6 条及び東北域内周遊促進補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することに決定しましたので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに申請を取り下げることができます。

年 月 日

仙台市長

印

|               |   |
|---------------|---|
| 1 補助事業の<br>名称 |   |
| 2 補助決定額       | 金 円   |
| 3 補助の条件       | <p>1 仙台市補助金等交付規則及び東北域内周遊促進補助金交付要綱、並びに補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。</p> <p>2 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（要綱第 11 条第 1 項に定める軽微な変更を除く。）をするとき、及び補助事業を中止又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けてください。</p> <p>3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けてください。</p> <p>4 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じます。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項に基づく加算金を納付しなければなりません。</p> <p>① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき</p> <p>② 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき</p> <p>③ 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき</p> <p>5 上記 4 において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第 18 条第 2 項による延滞金を納付しなければなりません。</p> <p>6 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。</p> |

様式第3号

東北域内周遊促進補助金事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第1号及び東北域内周遊促進補助金交付要綱第11条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
  - (1) 交付申請書(様式第1号)の添付書類のうち変更に係る書類
  - (2) その他必要な書類

様式第4号

東北域内周遊促進補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第2号及び東北域内周遊促進補助金交付要綱第11条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）
- 4 添付書類

様式第5号

東北域内周遊促進補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました東北域内周遊促進補助金事業（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第11条第2項及び東北域内周遊促進補助金交付要綱第11条第4項の規定により、通知します。

年 月 日

仙台市長

印

|           |  |
|-----------|--|
| 1 補助事業の名称 |  |
| 2 補助決定額   | 金 円  |
| 3 承認の内容   | ①下記のとおり事業を変更すること<br><br>②事業を中止すること<br><br>③事業を廃止すること |
| 4 承認の理由   |  |

様式第6号

東北域内周遊促進補助金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり不服があるので、仙台市補助金等交付規則第7条第1項及び東北域内周遊促進補助金交付要綱第12条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助決定額
- 3 申請年月日
- 4 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

様式第7号

東北域内周遊促進補助金事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付決定がありました標記補助金に係る事業実績について、仙台市補助金等交付規則第12条及び東北域内周遊促進補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

|           |   |
|-----------|---|
| 1 補助事業の名称 |   |
| 2 補助対象経費  | 金 円 (税込)  |
| 3 補助金の額   | 金 円   |
| 4 商品件数    | 件   |
| 5 補助事業完了日 | 令和 年 月 日 (実績)   |
| 6 添付書類    | 1 東北域内周遊促進補助金旅行商品販売実績表 (様式第7号の別紙1~4)<br>2 補助対象経費精算書<br>3 旅行商品販売証拠書類<br>4 その他市長が必要と認める書類 |









様式第8号

東北域内周遊促進補助金確定通知書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで実績報告のあった下記の補助事業については、仙台市補助金等交付規則第13条及び東北域内周遊促進補助金交付要綱第15条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

仙台市長

印

- 1 補助事業の名称
- 2 補助確定額 金 円
- 3 その他 補助金交付請求書（様式第9号）及び仙台市所定の請求書（一般用）を提出してください。

様式第9号

東北域内周遊促進補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、東北域内周遊促進補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- |   |         |   |   |
|---|---------|---|---|
| 1 | 補助事業の名称 |   |   |
| 2 | 補助確定額   | 金 | 円 |
| 3 | 請求額     | 金 | 円 |